

## ○羽島市市道等修繕活動報償金支給要綱

令和3年3月29日

告示第61号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の生活環境の維持及び向上に寄与するために市に協力して、自治会が地域一円において実施する市道等の修繕活動（以下「市道等修繕活動」という。）に対し、予算の範囲内で羽島市市道等修繕活動報償金（以下「報償金」という。）を支給することに関し、羽島市補助金交付規則（昭和44年羽島市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 報償金の支給の対象となる市道等修繕活動は、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 市道の路肩の補修又は草刈り
- (2) 市道の路上に繁茂した樹木の伐採
- (3) 市道の清掃（側溝を含む。）
- (4) 水路の清掃又は草刈り

(報償金の額)

第3条 報償金の額は、市道等修繕活動を実施した自治会に加入している世帯（次項において「自治会加入世帯」という。）のうち、市道等修繕活動に参加した世帯1世帯につき200円とする。

2 前項の規定にかかわらず、市道等修繕活動を実施した自治会のうち、自治会加入世帯が50世帯未満の自治会においては、報償金の額は一律1万円とする。

(報償金の請求)

第4条 報償金の支給を受けようとする自治会は、市道等修繕活動実施後、当該年度内に市道等修繕活動報償金請求書（別記第1号様式）に、次の書類を添えて請求するものとする。

- (1) 市道等修繕活動実施結果報告書（別記第2号様式）
- (2) その他市長が定める書類

2 前項に規定する報償金の請求は、1自治会について年度を通じて1回に限りできるものとする。

(報償金の支給)

第5条 市長は、前条の市道等修繕活動報償金請求書を受理したときは、その内容を審査の上適当と認めたときは、速やかに報償金を支給するものとする。

2 市長は、支給を受けた自治会が、虚偽その他不正の手段により報償金の支給を受けたことが判明したときは、その報償金の額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年11月30日告示第314号)

この告示は、令和3年12月1日から施行する。